

全建事発第 129 号

令和 2 年 12 月 21 日

各都道府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律の施行に係るガイドラインの公表については、令和 2 年 11 月 16 日付全建事発第 118 号によりお知らせしたところですが、この度、国土交通省より、同法施行に係る通知がありました。

本法において、賃貸住宅の建設請負等の際にマスターリース契約の締結をオーナーに勧める建設業者も、勧誘者として規制の対象となることから、貴会会員企業の皆様に対して周知賜われますよう、よろしく願い申し上げます。

以 上

(添付資料)

・国土交通省通知文

担当：事業部 堤

TEL：03-3551-9396

FAX：03-3555-3218

e-mail：jigyozenken-net.or.jp